

個人情報保護法の施行、患者と看護職の新たな関係創りと課題

個人情報保護に対するシステムと人間系の補完的役割

小川 信雄 NECシステムテクノロジー（株） 医療システム事業部長

1. はじめに

医療機関や介護福祉施設に、様々なコンピュータシステムが使われてきています。

医療機関には、医事、臨床検査、R I S / P A C Sなどの各部門毎のシステムや、部門システムの情報連携をするオーダリングシステム、そして、診療録や看護記録などの医師の所見指示・伝達・監査など進捗記録・実施・結果レポート・観察記録などの電子カルテ（広義）システムが稼動しています。また、介護福祉施設においても、介護老人福祉システムや訪問リハビリ、ケアプランなどのシステムが稼動しています。

地域包括医療（ケア）を支援していくための医療機関や介護福祉施設の施設間連携を実施しています。また、地域の医療機関連携システムや、先進的医療機関では、自己の診療録 2 号用紙画面を自宅で参照できる患者サービスを実施している所も出てきました。

2. 個人情報保護の観点から

上記のように、様々なコンピュータシステムが、施設内のネットワークや特定施設間連携のネットワーク、また、公なインターネット環境まで、個人情報が伝達されています。

1 つの施設内での数々の個人情報を扱うシステムでも、各部門で購入された医療機器のシステムなど、管理部門、ベンダやメーカーは多岐に渡っています。

このような現状から、個人情報保護に対する取り組みを考察します。個人情報保護をコンピュータシステムやネットワーク（L A N）システムを中心に考えられていると、個人情報の保護は非常に危いと考えるを得ません。

個人情報保護ポリシーの設定や日頃のチェック活動などのシステムを扱う人間系の個人情報保護に対する活動が、非常に重要です。

電子カルテシステムを構築・導入・保守している立場から、病歴情報などの個人情報として非常に重い情報を扱いながらも、個人情報保護を成し遂げて行き続けることを、事例を交えながら考察します。

以上